

## 公益財団法人大分県市町村振興協会ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が市町村に配分するハロウィンジャンボ等宝くじ交付金(以下「この交付金」という)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 この交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって大分県がこの法人に交付する交付金を財源とする。

(交付金の対象事業)

第3条 この交付金の交付対象となる事業は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(市町村への配分基準)

第4条 この交付金の市町村への配分については、各市町村に均等に配分する均等割及び各市町村の人口数に応じて配分する人口割とし、その割合は、均等割をこの交付金の30パーセントと人口割をこの交付金の70パーセントとする。

(交付金の単位)

第5条 この交付金の単位は千円単位とし、千円未満の端数は、合計して翌年度に繰越のうえ、翌年度のこの交付金と合わせて交付するものとする。

(預金利息)

第6条 この交付金の預金から生じる利息等は、この交付金に編入するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。